

令和6年(ハ)第

号損害賠償請求事件

原告

冰口

被告 ENEOS株式会社

被告準備書面(1)

令和6年4月19日

東京簡易裁判所民事第5室6係B 御中

被告訴訟代理人 (本件連絡担当)(直

本書に用いる用語の意味は、本書に別段の定義のない限り、被告の令和6年4月 15日付の「答弁書」(以下「答弁書」という。)に定義するところによる。

原告の令和6年4月12日付の「訴状訂正申立書」(以下「**訴状訂正申立書**」という。)による訴状の訂正にもかかわらず(以下、訴状訂正申立書による訂正後の訴状を「訴状」という。)、答弁書における被告の認否及び主張に変更はない。